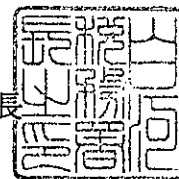


公益社団法人 白河法人会
会長 小野 利廣 様

令和4年2月9日

白河税務署長



改正電子帳簿保存法に関する周知等について（依頼）

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電子帳簿保存法については、令和3年度税制改正において、電子帳簿等保存やスキャナ保存に係る手続が抜本的に簡素化されるとともに、電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止される等の改正が行われました。

なお、電子取引データ保存については、その円滑な移行を図る観点から、令和5年12月31日までにを行う電子取引については引き続き書面出力による保存を可能とする宥恕措置を整備することとされました。

国税庁では上記改正について、令和3年5月には改正のポイントをまとめたパンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」（令和3年12月一部改正）を、同7月及び12月には取扱通達（趣旨説明）及び一問一答（Q&A）をそれぞれ公表するとともに、随時ご要望に応じて説明会等への講師派遣を行っております。

（参考）これまでに公表している主な資料の掲載先

国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報
> 電子帳簿保存法関係 > 11.令和3年度税制改正

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



（リンク先）

今般、説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等をまとめた資料や、説明会等の内容をまとめた動画等を追加で作成いたしました。

つきましては、これらについて傘下各団体及び各会員の皆様にお知らせいただく等、周知広報に関してご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【追加作成資料の一覧】

- ① 一問一答(Q&A)補足資料『お問合せの多いご質問（令和3年11月）』
〔概要〕説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等
- ② YouTube 動画『教えて!!令和3年度改正 電子帳簿保存法』
〔概要〕説明会等の内容をYouTube動画にまとめたもの
- ③ 各制度の概要パンフレット
〔概要〕電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引データ保存それぞれに関して、その要件等を2ページでまとめたもの

【宥恕措置に関する公表資料一覧】（ホームページ掲載日：令和3年12月28日）

- ① 電子取引データ保存に関するパンフレット〔改訂〕
- ② 電子帳簿保存法取扱通達及びその解説（趣旨説明）〔一部改正〕
- ③ 一問一答(Q&A)【電子取引関係】〔改訂〕

なお、電子帳簿保存法に関しては、国税庁ホームページに特設ページ（国税庁の取組紹介ーデジタル化の取組）を設けておりますので、参考としていただければ幸いです。



(リンク先)

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/dennsityoubo.htm>

連絡先：白河税務署 法人課税部門
電話：0248-22-7111
担当：高橋正樹（内線51）